

**○ ヤフー株式会社**

19日の第3回会議において、NHKからのご意見で、インターネットでの同時再送信に関して「ネットで広くユーザーに伝えるための最後の配信部分は、NHKでは担えない部分もあるので、多種多様な配信ネットワークのあり方も重要な課題。」という点に賛同いたします。

特に災害時に、テレビを持たない層にも確実に情報を届けるためにも、コンテンツをオープンに民間配信事業者を含めて提供できるように検討をいただきたい。

**○ 河島構成員から電通総研への質問****【質問】**

ネットで番組の同時配信をした場合、テレビ放送のままではなく、将来的にはCM枠の使い方（入れるタイミング、長さ等）はネット独自の工夫ができるであろうと思います。

その場合、当日も言及されましたが、プログラマティック広告の手法などを使い、個人個人の視聴者の属性、興味の範囲、行動パターンなどに応じて最適化された広告を配信することは可能であろうとも考えています（現在の通常のネット広告同様に）。

そうだとすれば、これまでのテレビCMがマスマーケット向けに一方的にされていたものとは全く違った、個別的なマーケティングメディアとして大きな価値を持ってきます。

現在のネット広告単価は非常に安いと聞いていますが、テレビ放送コンテンツについては大きな経済価値を持つものとして、より高い価格帯で販売していくことは可能でしょうか。

放送局にとって新たな収入源として期待が持てる手段となる可能性はあるでしょうか。

**【回答】**

放送のネット同時配信の展開においては、【本放送と同一の本編・CM】を流すことが、放送機能の補完（リーチの維持・拡張）として重要です。他方、放送のネット同時配信において【本放送と異なるCM】をターゲティング配信することやプログラマティック手法の利用は、技術的には可能です。

しかしその価値は、その時々の子市場の需給（対象となる視聴者の規模・利用動向、広告主のニーズ・評価等）ならびに購入（セールス）条件によって大きく変動します。

従って、現在一般的なネット広告との比較において価値を推定することは難しいと考えます。

ただご指摘の通り、放送のネット同時配信は、コンテンツがプレミアムである事、マスメディアでありながら双方向性を実現できる事などのポテンシャルが、将来的に大きな広告価値を生む可能性を持っています。

## 委員会（第3回）以降に頂いたご意見②

### ○ 日本レコード協会からNHKへの質問

#### 【質問1】

資料18頁目上段に記載されている試験的提供Bの配信実施時間に関し、「※試験的提供に限って許諾を得られたものを含む」との注記が付されているが、常時配信の本格実施については許諾不可という趣旨なのか。そのような趣旨ではなく、本格実施に当たって協議を要する事項があるということであるならば、その内容を御教示いただきたい。

#### 【回答1】

配信時間の中には、ネット配信が可能な番組だけでなく、あくまでも試験的提供Bに限って許諾を得た番組も含まれている。それらの番組について、今回は権利者との間では同時配信の本格実施に向けた話はしていないため、本格実施の際には許諾の可否も含めて改めて協議が必要であるという趣旨である。

#### 【質問2】

資料26頁目枠内の2行目「配信可能な番組数の拡大に向けたネット配信権に関する問題」とは具体的にどのような問題なのかを明示頂きたい。ネット配信権に関する具体的な問題とは資料18頁目に示された「配信未実施の理由」を指すのではないかと推測されるが、「出演者からネット配信許諾が得られず配信を見送った(4%)」以外は具体的な問題点とは思われない。仮に、配信の許諾を得るのに対価を要するのが課題であるとの認識であるならば、その理由を明らかにしていただきたい。

#### 【回答2】

現状、同時配信においては、放送と同時、同内容であっても別途許諾が必要となるため、許諾が得られない場合はネット配信することができない。必ずしも対価を要することが課題というわけではなく、許諾を得られないことで放送と同一内容の配信ができないことが課題であると認識している。

#### 【質問3】

資料29頁目で言及されている「常時同時配信を行うための環境整備」「放送との同一性を確保するための環境整備」とは具体的に何を指すのか明示いただきたい。

#### 【回答3】

衛星波については、平成27年度の番組表を基に試算すると、スポーツ中継番組を多く提供するBS1で、約6割の時間帯にネット同時配信するための許諾が得られておらず、フタかぶせが必要になる。現時点では常時同時配信を行える環境にないと認識しており、権利確保に向けて、必要に応じて関係者と連携しながら、権利者との交渉を丁寧に行っていく必要があると考えている。

「放送との同一性」については(ご指摘のように「同一性を確保するための環境整備」ではなく)それが確保できないことを前提とした制度整備を要望したものである。

#### 【質問4】

平成28年度に実施された試験的提供Bについても、結果の取りまとめが終わり次第、速やかに本委員会のWG合同会合で説明されたい。

#### 【回答4】

28年度の試験的提供Bについては、結果を取りまとめているところだが、インターネット活用業務の実施基準において、試験結果を公表することを定めているところであり、WG合同会合でも必要に応じてご説明をさせていただければと考えている。

# 試験的提供B

## - 平成27年度試験の権利処理結果

### 配信時間の割合

■:配信実施    ■:配信未実施

総時間（配信未実施時間も含めた配信時間）：443時間45分00秒



※試験的提供に限って  
許諾を得られたものを含む

### 配信未実施の理由

権利処理や コスト等を 勘案し、 配信見送り を決定	25%	スポーツや購入番組等、ネット配信権がないため配信不可	25%
	75%	外部調達映像使用料等の支払いが必要であり、配信を見送った	26%
		総合テレビ(実験対象波)の番組でないため、許諾確認を行わず、配信を見送った	25%
		許諾相手が不在・所在不明等の理由で配信を見送った	20%
		出演者からネット配信許諾得られず配信を見送った	4%

平成28年度については、Eテレ・見逃し配信の権利処理も含め、より丁寧に権利者団体・出演者等に説明を実施。

# 同時配信実験や災害時等における放送同時提供から見た 継続検討事項

- **より多くの視聴者により多くの番組を届けるために**
  - ✓ 配信可能な番組数の拡大に向けたネット配信権に関する課題
  - ✓ スポーツイベントのネット配信権に関する課題
- **視聴者に確実に番組を届けるために**
  - ✓ 大規模災害時等の放送同時提供にも対応できるシステムやネットワークの処理能力・柔軟性等について検討
  - ✓ 多種多様な視聴環境（利用端末・電波状況等）に対応しうる配信ネットワークのあり方
- **視聴者に提供するサービスレベルについて**
  - ✓ 視聴環境によって選択できるようにする等、同時配信の際の画質レベル
  - ✓ 数十秒以上となっている遅延への対応
  - ✓ 字幕システムの更なる機能向上等、バリアフリーを見据えた対応の充実
  - ✓ 利用者が使いやすいWebサイトやアプリの開発
- **視聴者ニーズが高いと見られる見逃しサービスのあり方について**

信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たすべく、視聴者目線で課題を検討・解決していくことが重要。

常時同時配信に向けて、システム負荷への対応等、技術面の課題や、権利処理の在り方等について、放送事業者と関係者との間で幅広い連携が必要と考える。

## 常時同時配信の対象として想定するサービス及びスケジュール

### ○常時同時配信を行う放送波

N H K のテレビ放送の常時同時配信の制度整備が実現すれば、

- ・開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を対象とすることを想定している。
- ・衛星波については、BS1ではスポーツ中継を多く編成していることなどから、権利確保の課題等によりコンテンツの約6割がネット配信できない（フタかぶせが必要になる）と見込んでいる。現時点では常時同時配信を行える環境にないと認識しており、実施のためには環境整備が必要になる。

### ○地域放送（ローカル放送）

- ・各地の放送局が行うテレビ放送を、地域放送番組を含めて常時同時配信することを基本として想定している。

### ○進め方

- ・2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックに際してテレビ放送の常時同時配信を実施するため、その前年、2019年（平成31年）には本格的なサービスを開始し、段階的に拡充することを想定している。具体的な進め方については今後検討していく。
- ・また、制度整備から本格的なサービス開始までの間には、実施体制の整備やシステム開発を進めつつ、多数のアクセスに備えた検証等を行うための試行的な提供を行うなどの十分な“試行期間”が必要になると考える。なお、現行制度下での「試験的提供」についても、規模の拡充等を図って、より多くの知見を蓄えていきたい。

### ○その他

- ・少なくとも現時点では、技術的な制約や権利確保上の課題等により「放送との同一性」を十分に確保することはできないため、その点を前提として制度整備がなされるよう要望する。
- ・制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的なサービスの仕組みを設計する。